

1 広報・啓発活動の推進

◆現状認識と課題等

再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても、国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題がある。

～再犯防止推進計画（第6 2. 広報・啓発活動の推進等）より～

◆市の取組

①「社会を明るくする運動」強調月間等における啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、啓発活動を行っています。

本市では、7月上旬に関係機関や関係団体等と連携し、街頭啓発活動を行っており、運動への理解を深めています。

また、毎年市内小・中学校の児童・生徒を対象とし「社会を明るくする運動」の作文を募集しています。全国表彰や山口県表彰のほか柳井保護区保護司会会長表彰も行い、啓発に努めています。

再犯の防止等についての関心と理解を深めるため7月は、法第6条により「再犯防止啓発月間」にも位置付けられており、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。



参観日に併せ、啓発活動（柳東小学校）

②市報・市ホームページ等による広報

これまでも市報や市ホームページ等により、7月の「社会を明るくする運動 強調月間」や「再犯防止啓発月間」等の更生保護に関する情報発信を行ってきましたが、更なる充実を図ります。

③矯正展等への協力

矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得るため、毎年矯正展が開催されています。隣の岩国市には岩国刑務所があり、矯正展が開催されているので、開催の情報など広く市民に周知するため、市の広報を充実させます。

④広域的な活動の検討

県内市町において再犯防止に対する取組が行われており、今後近隣の市町においても再犯防止推進計画が策定されることから、情報交換や交流について働きかけを行い、同一歩調で再犯防止の取組を推進します。

2 就労・住居を確保するための取組の推進

(1) 就労の確保等

◆現状認識と課題等

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっている。(中略)しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、(中略)犯罪をした者等の中には、障がいの程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題がある。(中略)更生保護施設等退所後は地域に生活基盤を確保する必要があるが、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者が存在するなどの課題がある。

～再犯防止推進計画(第2 1. 就労の確保等)より～

◆市の取組

①生活困窮者自立支援事業^(※2)等による支援

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。ま

た、ハローワークなどと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

②障がい者への就労支援

就労を希望する障がい者などが抱える課題に応じ、障害者就業・生活支援センターなどと連携し、就業や生活面での支援を行います。

③ハローワークとの情報共有

ハローワークが実施している再犯防止に繋がる「刑務所出所者等就労支援事業」や各種制度など関係機関等での情報共有を図ります。

④協力雇用主^(※3)の周知促進

犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。

(2) 住居の確保等

◆現状認識と課題等

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっている。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではない。

～再犯防止推進計画（第2 2. 住居の確保等）より～

◆市の取組

①公営住宅の受け入れ等

公営住宅の募集状況などについて、市広報や市ホームページなどを活用し情報提供を行います。

②生活困窮者自立支援事業住居確保給付金^(※4)の活用

生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

③住宅確保要配慮者に対する居住支援

山口県居住支援協議会^(※5)が開催する協議などを通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について研究を進めます。

3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化

(1) 保健医療・福祉サービスの利用支援

◆現状認識と課題等

矯正施設(※6)においては、高齢又は障がいをもつ入所者が増えており、身体・精神機能が低下した者の出所後の住居を確保すること等が難しくなっている。自立が困難な矯正施設出所者等の円滑な社会復帰のため、山口県地域生活定着支援センター(※7)、矯正施設、保護観察所が連携し、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービス等を受けることができるように必要な調整(特別調整(※8))を行っている。

しかしながら、保健医療・福祉サービス等が必要であるにも関わらず、様々な理由で支援が行き届かない場合があるため、関係機関との連携体制を更に強化する必要があるなどの課題がある。

◆市の取組

①矯正施設等との連携

自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、山口県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。

②地域における福祉的支援

保健医療・福祉サービスは、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供されます。保健医療・福祉サービスの手続に来られた人が犯罪をした者等であるか否かを把握することは難しいため、保護司、民生委員・児童委員(※9)、自治会長、福祉員(※10)、地域包括支援センター、社会福祉協議会などとの連携を強化し、日常生活における福祉的支援を進めます。

③薬物依存者への支援

山口県精神保健福祉センター及び山口県柳井健康福祉センターと情報共有し、連携を図ります。

また、薬物乱用の危険性、有害性を正しく認識するよう、薬物乱用防止指導員(※11)や薬物乱用防止推進員(※12)と連携し、地域や学校等を通じた児童、生徒、保護者等への啓発に取り組みます。

④地域福祉計画等への対応

高齢者や障がい者への福祉的支援は、地域福祉計画などに反映されています。

高齢者や障がい者への福祉的支援は、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供され得るものであり、罪を犯した高齢者や障がい者に対しても確実に支援に繋げることが重要です。そのため、地域福祉計画などの改定に際し、罪を犯した高齢者や障がい者に対する支援を盛り込むことを検討します。

(2) 非行の防止と修学支援等

◆現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院^(※13)入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にある。(中略)

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

～再犯防止推進計画(第4 1. 学校等と連携した修学支援の実施等)より～

◆市の取組

①非行の防止と修学支援

非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言等を行う相談支援機関として、山口少年鑑別所に設置されている「法務少年支援センター山口」の周知を図ります。

非行を繰り返す少年については、児童相談所や少年サポートセンター^(※14)(警察)等とも連携し、保護者等への相談支援に取り組みます。

②小・中学校における取組

市内各小・中学校における薬物乱用防止に関する教室や情報モラルに関する研修会などの開催、小・中学校で連携した生徒指導に関わる情報交換、定期的な教育相談や生活アンケートの実施、生徒指導連絡協議会の開催などを通じ、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。

問題行動などを起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、保護観察所や保護司^(※15)との緊密な連携・情報共有、必要に応じスクールソーシャルワーカー^(※16)を派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。

③児童虐待等の防止

児童虐待等の深刻化を防ぐため、学校や児童相談所等の関係機関との連絡・調整機能を強化し、問題の未然防止や早期発見に努めるとともに、要保護指導

等に対する一体性、連続性のある支援を行います。

(3) 関係団体の活動促進等

◆現状認識と課題等

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会（※17）、BBS会（※18）等の更生保護ボランティアや（中略）多くの民間ボランティアの協力により支えられてきた。（中略）しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること（中略）など、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題がある。

～再犯防止推進計画（第6 1. 民間協力者の活動の促進等）より～

◆市の取組

①民間協力者の活動促進

犯罪をした者等の立ち直りを支援する環境を醸成するため、更生保護サポートセンター（※19）の周知や、保護司、更生保護女性会など更生保護ボランティアの活動に関する広報を充実し、社会を明るくする運動及び再犯防止の広報・啓発活動を通じて更生保護ボランティアの活動を支援します。

②保護司の人材確保への支援

保護司適任者を推薦するなど保護司会に情報提供を行うとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。

③地域福祉活動の推進

地域住民にとって身近な社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携を図りながら、地域福祉を推進していきます。



「更生保護サポートセンター
やない」の正面